老健くろさわ サービス利用料金表 (2024年4月1日時点)

	T	西介罐1		809円/日
		要介護1要介護2		886円/日
	介護保険施設サービス費(ii)			
	<従来型個室>【在宅強化型】	要介護3		953円/日
** -		要介護4		1012円/日
基本 利用料		要介護5		1068円/日
	介護保険施設サービス費(iv) <多床室>【在宅強化型】	要介護1		895円/日
		要介護2		973円/日
		要介護3		1,041円/日
	へ多体至り【住七強化空】	要介護4		1,101円/日
		要介護5		1,155円/日
	初期加算(Ⅰ)	急性期病院の入院期間30	D日以内に当施設に入所した場合。	62円/日
	初期加算(Ⅱ)	入所日から 30 日間。		31円/日
	短期集中リハビリテーション実施加算(I)		1週につき概ね3回以上の集中的なリハビリを行った場合。	265円/日
		ZWILW S W. YWAIS	・1.週にフで帆が3回以上の未平町がかいに7と11フに物口。	
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	認知機能低下し入所日か	ら 3 か月以内に 集中的なリハビリを行った場合。	246円/日
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)			123円/日
	栄養マネジメント強化加算	管理栄養士が入所者ごと	の栄養ケア計画を実施し栄養管理を行った場合。	11円/日
	夜勤職員配置加算	入所者の数 20 に 1 以上のぞ	友勤を行う介護·看護職員、かつ 2 名を超えて配置されている場合。	25円/日
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める基	準に適合し都道府県知事に届け出た場合。	52円/日
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員のうち介護福祉:	士が 60%以上配置されている場合。	18円/日
	入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	退所を目的とした施設サー	ービス計画の策定及び診療方針を決定した場合。	493円/回
	療養食加算	糖尿病食、減塩食等の治	療食を提供した場合。	6円/回
	退所時情報提供加算(I)	居宅に退所した場合の情	報提供料。	514円/回
	退所時情報提供加算(Ⅱ)	入院した場合の情報提供		257円/回
	入退所前連携加算(I)		***。 と協働し退所後の基本方針定めた場合。	616円/回
	入退所前連携加算(Ⅱ)	ケアマネと協働し退所後の		411円/回
	再入所時栄養連携加算	医療機関から介護保険施設へ	の再入所者であって、特別食等などを提供する必要がある利用者の場合。	205円/回
	安全対策体制加算	安全対策強化体制の施設	で入所時に1回算定。	21円/回
	自立支援促進加算	継続的に入所者ごとの自	立支援を行った場合。	308円/月
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(I)	入所者ごとに計画内容を厚労省へ提出している場合。 認知症専門的研修の修了者と認知症の行動・心理症状への対応チームを編成しケアを実施 した場合。		54円/月
	認知症チームケア推進加算			123円/月
	経口維持加算(I)	摂食機能障害等を有する入所者に、食事の観察及び会議等を行い計画作成・管理を行った場合。		411円/月
	経口維持加算(Ⅱ)			103円/月
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	歯科医師等が、介護職員に口腔ケアに係る助言・指導を月1回以上行っている場合。		113円/月
	「神子日本が子(T)	ENGLISH ON CHECK THE STREET OF STREET		3円/月
サービス		継続的に入所者ごとの褥	瘡管理をした場合。	
利用料	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)			13円/月
ተባ <i>ተ</i> ገ ተተ	排泄支援加算(I)	排せつに介護を要する入所者で支援計画に基づく支援を継続して実施した場合。		10円/月
	排泄支援加算(Ⅱ)			15円/月
	排泄支援加算(皿)			21円/月
	高齢者施設等感染対策向上加算(I)		機関との連携体制を構築している場合。	10円/月
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	また、感染症発生時の取り	J決めや研修、実地指導等を受けている場合。	5円/月
	協力医療機関連携加算	協力医療機関との実効性のある連携体制の構築をしている場合。		103円/月
	生産性向上推進体制加算(I)			103円/月
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	■生産性向上に資する取り組みの促進をしている場合。 ■ 厚労省へのデータ提出とパート・パッッ/情報の活用により、質の評価と取組の実施をした場合。		10円/月
	科学的介護推進体制加算(I)			41円/月
	介護職員処遇改善加算(I)	テンコージア / JEELE / 1 1 1 / / In TAY / II / IN CO. / S. V. II IN C. V. M. C.		所定単位数の3.9%/月
	介護職員等特定処遇改善加算(I)	介護職員の安定的な処遇		所定単位数の3.3 %/月
		職場環境整備や賃金改善	を行うために必要な資金を支給する制度	所定単位数の2.1%/月
	介護職員等ベースアップ等支援加算 記事疾患性記療差典(T.)	拡水、型效底は、巣仲毒体、低容線水、ハエムの検索について机学 ねま かねい 		
	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩臓炎・心不全の増悪について投薬、検査、注射、処置等を行った場合。		493円/日
	経口移行加算	計画を立て、経口移行の支援を行った場合。		29円/日
	新興感染症等施設療養費	新興感染症に感染し、施設内にて療養した場合。		246円/日
	かかりつけ医連携薬剤調整加算 I イ	老人介護保険施設の医師と、在宅のかかりつけ医が連携して、現在服薬している薬剤を減らす取り組みをしている場合。 退所時に指定訪問看護等の利用が必要であると認め訪問看護指示書を交付した場合。 外治をした場合、月6日を限度とし、初日と最終日以外に算定。		144円/回
	かかりつけ医連携薬剤調整加算Iロ			72円/回
	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ			246円/回
	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ			103円/回
				308円/回
				I
	訪問看護指示加算		を限度とし、初日と最終日以外に算定。	372円/同
			を限度とし、初日と最終日以外に算定。	
	訪問看護指示加算	外泊をした場合、月 6 日 7 死亡日以前31日以上45日以下	を限度とし、初日と最終日以外に算定。 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断され、	372円/回74円/日
	訪問看護指示加算	外泊をした場合、月6日6 死亡日以前31日以上45日以下 死亡日以前4日以上30日以下	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断され、 入所者またはその家族等の同意を得て、ターミナルケアに係る	74円/日 164円/日
	訪問看護指示加算 外泊時費用	外泊をした場合、月 6 日 7 死亡日以前31日以上45日以下	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断され、	74円/日

[※]介護保険適用のご負担額は、1割負担の方の場合となります。(2割負担の方は2を、3割負担の方は3を乗じた金額となります。)

[※]償還払いとなる場合は、10を乗じた金額となります。

[※]介護保険適用のご負担額は、端数の処理上若干の誤差が生じる場合がございます。

<介護保険の給付対象とならないサービス利用料金>

居住費	個室		1,770円/日
古	2人部屋・4人部屋		711円/日
	個室	213・215号室	672円/日
特別な室料		上記以外の個室	370円/日
付別は主持	2人部室	312号室	1029円/日
	2人即至	310号室	719円/日
食事費(朝・昼・おやつ・タ)	食材費+調理費		2,300円/日
特別な食事費	イベント時		食事内容に応じて
レクリエーション費		実費	
日用生活用品	実費		
買い物	実費		
テレビレンタル料(電気料含む)	230円/日		
電気料	50円~150円/日		
洗濯	1,424円/回		
理美容	2,200円~/回		
各種手数料	実費		

<負担限度額について>

部屋区分	利用者負担段階		負担限度額	
			居住費	食費
個室	老齢福祉年金受給者、又は生活保護受給者	(第1段階)	550円	300円
	年間収入額の合計が80万円以下の方	(第2段階)	550円	390円
	年間収入額の合計が80万円超120万円以下の方	(第3段階①)	1,370円	650円
	年間収入額の合計が120万円超の方	(第3段階②)	1,370円	1,360円
2人室	老齢福祉年金受給者、又は生活保護受給者	(第1段階)	0円	300円
	年間収入額の合計が80万円以下の方	(第2段階)	430円	390円
	年間収入額の合計が80万円超120万円以下の方	(第3段階①)	430円	650円
	年間収入額の合計が120万円超の方	(第3段階②)	430円	1,360円
4人室	老齢福祉年金受給者、又は生活保護受給者	(第1段階)	0円	300円
	年間収入額の合計が80万円以下の方	(第2段階)	430円	390円
	年間収入額の合計が80万円超120万円以下の方	(第3段階①)	430円	650円
	年間収入額の合計が120万円超の方	(第3段階②)	430円	1,360円

[※]対象者は、世帯全員が市民税非課税の方